

## 豊橋市神野新田町地内における土壤汚染について

神野オイルセンター株式会社が神野新田町地内の同社敷地内において、土地を掘削する前に、土壤汚染状況調査を実施したところ、その一部から鉛及びその化合物による土壤汚染が判明した旨、報告がありました。

市は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

### 1 内容

- (1) 報告者  
神野オイルセンター株式会社
- (2) 報告年月日  
令和6年4月18日
- (3) 汚染が判明した土地の所在地  
豊橋市神野新田町字ホノ割20番1の一部、20番2の一部
- (4) 報告の根拠  
土壤汚染対策法（以下「法」という。）第4条第2項
- (5) 調査結果

#### ア 土壤溶出量

次表のとおり法に基づく土壤溶出量基準を2地点で超過しました。

特定有害物質名	基準超過地点 測定結果	基準超過 土壤検出深度	土壤溶出量 基準	基準超過数 /調査地点
鉛及び その化合物	0.013mg/L (1.3倍) 注	0~0.5m	0.01mg/L 以下	2/104
	0.011mg/L (1.1倍) 注	0.9~1.4m		

注：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

#### イ 土壤含有量

法に基づく土壤含有量基準に適合しました。

#### ウ 地下水

法に基づく地下水基準に適合しました。

### (6) 当該地の現在の状況

土壤汚染が判明した場所（以下「汚染場所」という。）は、防水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水による汚染の拡散のおそれはありません。

<裏面へ>

問合せ先 環境部 環境保全課 主幹 兵藤（電話 51-2393）

## 2 周辺地域における健康被害について

周辺地域で地下水の飲用利用がないため、健康被害のおそれはありません。

## 3 今後の対応

報告者は、汚染土壌を掘削除去した後、汚染場所の地下水調査を実施する予定です。

市は、法に基づき汚染場所を形質変更時要届出区域に指定します。

## 4 連絡先

サーラエナジー株式会社（報告者の関連事業者）

石油事業推進部 石油事業推進グループ 柘植

住所 豊橋市駅前大通一丁目5番地サーラタワー

電話 0532-51-1310

### <参考>

#### 土壌溶出量基準

汚染した土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康への影響に対して法に定められている基準で、70年間1日2Lの地下水を飲用し続けることを想定して設定されています。

#### 鉛及びその化合物

土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として法で定められています。